

特別養護老人ホーム 高萩聖孝園

運 営 規 程

（目的）

第1条 この運営規程は、社会福祉法人愛孝会が設置する指定介護老人福祉施設の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

（基本方針）

第2条 利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援する。

2 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って指定介護老人福祉施設サービスを提供するように努める。

3 常に明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努める。

（運営方針）

第3条 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、利用者の処遇を妥当適切に行うものとする。

2 施設自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図るとともに、介護技術の進歩に対応し適切な介護技術をもってサービスの提供を行わなければならない。

3 指定介護老人福祉施設サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、分かりやすく説明することとする。

4 指定介護老人福祉施設サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わないものとする。

（施設の名称）

第4条 この事業を行う指定介護老人福祉施設の名称は、「特別養護老人ホーム 高萩聖孝園」（以下「施設」と言う。）と称する。

(施設の所在地)

第5条 施設は、高萩市上手綱2番地に事業所を設置する。

(施設主体)

第6条 事業所の実施主体は、社会福祉法人 愛孝会とする。

(施設の定員)

第7条 施設の入所定員は、50名とする。(ユニット型個室50名)

2 ユニット数は5ユニットで、ユニットごとの入居定員は10名とする。

3 施設は、災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させないものとする。

(内容及び手続きの説明並びに同意及び契約)

第8条 施設は、指定サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ入所申込者又はその家族に対し運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得た上で契約を締結します。

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第9条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりである。なお、下記の職員は併設の指定短期入所生活介護事業を兼務する。

(1) 施設長(管理者) 1名(兼務)

ア. 施設長は、施設を代表し、職員の管理及び業務の総括に当たる。

イ. 施設長は、他の業務との兼務をしても差し支えない。

(2) 事務員 1名(兼務)

(3) 生活相談員 1名(兼務)

生活相談員は、利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、施設内のサービスの調整において必要な役割を果たす。

(4) 介護支援専門員 1名(兼務)

介護支援専門員は、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画の作成をし、介護・看護職員との調整を図る。

(5) 介護職員 18名以上

介護職員は、指定介護老人福祉施設サービスの提供に当たり利用者の心身の状況等を適確に把握し、利用者に対し適切な介助を行う。

(6) 看護職員 2名以上（兼務）

看護職員は、健康チェック等を行うことにより利用者の健康状態を適確に把握すると共に、医師及び医療機関と連携し、利用者が健康に過ごすために必要な処置を行う。

(7) 管理栄養士 1名（兼務）

管理栄養士は、栄養並びに利用者の身体の状態および嗜好を考慮し、献立を作成するものとする。

(8) 機能訓練指導員 1名（兼務）

機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するために必要な機能訓練等を行う。

(9) 医師 1名

嘱託医 松岡クリニック 石井 完治

協力医療機関 県北医療センター 高萩協同病院

若松歯科医院

2. 前項に定めるもののほか必要に応じて、定数を超え又はその他の職員を置くことができる。

（勤務体制の確保等）

第10条 施設は、入所者に対して適切なサービスを提供できるよう、従業者の体制を定めます。

2 入所者に対する指定サービスの提供は、施設の従業者によって行います。ただし入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではありません。

3 施設は、従業者の資質向上のための研修の機会を設けます。その際、施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとします。また、従業者の資質向上のための研修の機会を次の通り設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備します。

4 施設は、適切な指定サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。

（事業の内容）

第11条 指定介護老人福祉施設サービスの内容は次のとおりとする。

（介護）

(1) 介護に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の

充実に資するよう、適切な技術をもって行うものとする。

- (2) 入浴介助に当たっては、利用者の心身の状況に応じた適切な方法で、1週間に2回以上、入浴又は清拭を実施するものとする。
- (3) 排泄に当たっては、利用者の心身の状況に応じた適切な方法で、排泄の自立について必要な援助を行うものとする。また、おむつを使用せざるを得ない利用者に対し、適切におむつを取り替えることとする。
- (4) 前各項に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行うものとする。

(食事の提供)

- (5) 利用者の食事は、栄養ならびに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に提供するものとする。
食事時間：朝食 7：30～8：30
昼食 12：00～13：00
夕食 18：00～19：00
- (6) 利用者の食事は、利用者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行うものとする。

(機能訓練)

- (7) 機能訓練に当たっては、利用者の心身の状況を踏まえ、日常生活を送る上で必要な機能を回復し、又はその減退を防止するために行うものとする。

(健康管理)

- (8) 施設の医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに健康保時のための適切な措置をとるものとする。
- (9) 施設の医師は、利用者に対して行った健康管理に関し、必要な事項について記録するものとする。

(相談及び援助)

- (10) 施設の生活相談員は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の適確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

(社会生活上の便宜の供与等)

- (11) 施設は、教養娯楽設備を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うものとする。
- (12) 施設は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等

の機会を確保するように努めるものとする。

- (13) 利用者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、利用者又はその家族において行うことが困難である場合には、利用者の同意を得て、代行するものとする。

(要介護認定の申請に係る援助)

- (14) 利用者が入所の際、要介護認定を受けていない入所申込者について、要介護認定の申請が既に行われているかを確認し、申請が行われていない場合には、入所申込者の意思を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。

- (15) 施設は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている介護認定の有効期間満了日の30日前には行えるよう必要な援助を行うものとする。

(施設サービス計画の作成等)

第12条 施設サービス計画の作成にあたっては、利用者について、その有する能力その置かれている評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことが出来るように支援する上で解決すべき課題を把握するものとする。

- 2 計画担当介護支援専門員、利用者及びその家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、当該利用者に対する施設サービスの提供にあたる他の従業者と協議の上、施設サービスの目標及びその達成時期、施設サービスの内容、施設サービスを提供する上で留意すべき事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成するとともに、利用者に対して説明し、同意を得るものとする。

- 3 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画作成後においても、施設サービスの提供に当たる他の従業者との連絡を継続的に行う事により、施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。

(介護老人福祉施設の利用料)

第13条 施設が提供する介護老人福祉サービスの利用料及び加算については、厚生労働大臣が定める介護報酬の告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額、及び食事、居住費に係る標準自己負担額についても告示上の額とする。また、日常生活等に要する費用として別に定める利用料の合計額とする。

- 2 前項の費用の支払いを含むサービスを提供する際には、事前に利用者又はその家族に対して必要な資料を提示し、当該サービスの内容及び費用を説明した上で利用者の同意を得るものとする。

(利用者の入院期間中の取り扱い)

第14条 利用者が病院又は診療所に入院する必要がある場合であつて、入院後おおむね3ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、再び当該施設に入所することができるものとする。

(秘密保持)

第15条 施設に従事する職員は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由がなく漏らしてはならない。
また、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持しなければならない。

(苦情処理)

第16条 提供した指定介護老人福祉施設サービスに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又は家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

(身体的拘束等)

第17条 施設は、指定サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行いません。

2 施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。なお、当該記録は2年間保存するものとします。

3 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとします。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3か月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に（年2回以上）実施すること。

(虐待防止に関する事項)

第18条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施（年2回以上）
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) 施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- (4) 上記の措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(5) その他虐待防止のために必要な措置

- 2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(衛生管理)

第19条 施設は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。

- 2 当該施設において、感染症が発生し、又は蔓延しないよう次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 施設における感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 施設における感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止のための指針を整備すること。
- (3) 施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を定期的（年2回以上）に実施すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行うこととします。

(外出及び外泊)

第20条 利用者は、外出又は外泊をしようとするときはその都度行く先、用件、施設へ帰着する予定日時等を施設長に届出て許可を得るものとする。

- 2 前項の許可を受けた者が許可内容を変更するときは、事前にその旨を申し出なければならない。

(面会)

第21条 利用者に面会をしようとする者は、面会簿に所定事項を記載し施設長の許可を得て指定された場所で面会するものとする。

(健康維持)

第22条 利用者は努めて健康に留意し、施設が実施する健康診断は特別な事由がない限りこれを受診するものとする。

(身上変更の届出)

第23条 利用者は、身上に関する重要な変更が生じたときは速やかに施設長に届出るものとする。

(ホーム内の禁止行為)

第24条 利用者は、施設内で次の行為をしてはならない。

- (1) 喧嘩、口論、泥酔等他人に迷惑をかけること。
- (2) 政治活動、宗教、習慣等により、自己の利益のために他人の自由を侵害したり、他人を排撃したりすること。
- (3) 指定した場所以外で火気使用、喫煙又は飲酒をすること。
- (4) 施設の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
- (5) 故意又は無断で、ホームの施設、設備、備品に損害を与え、又はこれらを施設外に持ち出すこと。

(緊急時における対応方法)

第25条 指定介護老人福祉施設サービスの提供中に利用者が心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときは、速やかに医師または協力医療機関及び利用者の家族に連絡し、適切な措置を講ずる。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第26条 施設は、事故の発生又はその発生を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとします。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生防止のための指針を整備すること。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。
- (3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(損害賠償)

第27条 利用者に対する指定介護老人福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第28条 天災その他の災害が発生した場合、職員は利用者の避難等適切な措置を講ずる。又、管理者は、日常的に具体的な計画を立てておくとともに、非常災害に備え、定期的に避難訓練を行うものとする。

(業務継続計画の策定等)

第29条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。

2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的(年2回以上)に実施するものとします。

3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

(地域との連携等)

第30条 施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図るものとします。

2 施設はその運営に当たっては提供した指定サービスに関する利用者又はその家族からの苦情に関して市町村等が派遣するものが相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めるものとします。

(協力医療機関等)

第31条 施設は、利用者の病状の急変時に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関(第3号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。)を定め、次の各号に掲げる体制を構築します。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
- (2) 当該指定介護老人福祉施設からの診療の求めがあつた場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- (3) 利用者の病状が急変した場合等において、当該指定介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた利用者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

2 施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定介護老人福祉施設に係る指定を行った都道府県知事に届け出ます。

3 施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協力指定医療機関」という。)との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めるものとします。

4 施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うものと

します。

- 5 施設は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び速やかに入所させることができるように努めるものとします。
- 6 施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めるものとします。

(掲示)

第32条 施設は、施設内の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力医療機関、利用料その他のサービスの選択に資するよう重要事項を掲示します。

(その他運営についての留意事項)

第33条 施設職員は、利用者及びその家族等に金品等の財産上の利益を強要又は収受してはならない。

- 2 施設は、指定居宅介護支援事業者又はその従業者に、当該施設を紹介することの対償として、金品等の財産上の利益を供与してはならない。
- 3 事業者は、施設及び構造設備、職員、会計、入退所の判定並びに入所者などに対するサービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人愛孝会と事業所の管理者との協定に基づいて定めるものとする。

(付 則)

この運営規程は、平成19年 9月 1日から施行する。

平成19年10月 1日一部改正

平成29年 4月 1日一部改正

平成30年 4月 1日一部改正

令和 4年 4月 1日一部改正

令和 6年 4月 1日一部改正